



# 投票はこの順序で



① 入場券を持って、投票所の受付へ行く



② 選挙人名簿対照係で名簿と照合する



③ 選挙区選出議員選挙の投票用紙を受領する



④ 選挙区選出議員選挙の候補者氏名掲示をよく見て



⑤ 投票記載所で候補者個人名を記入する



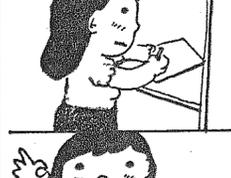
⑥ 選挙区選出議員選挙用の投票箱に投票する



⑦ 比例代表選出議員選挙の投票用紙を受領する



⑧ 比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称一覧表をよく見て(各政党等の名簿掲載者の一覧表もはり出します)



⑨ 投票記載所で政党等の名称を記入する



⑩ 比例代表選出議員選挙用の投票箱に投票して全部の投票を終えます

## 選挙区選出議員選挙

(これまでの「地方区」のことです)

候補者氏名	○ 注意
一 候補者の氏名は、欄内に「人」を書くこと。 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	

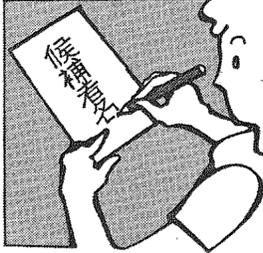
選挙区選出議員選挙(旧地方区)投票用紙(黄色の用紙に、黒のインクで印刷がされています)

選挙区選挙の制度は、これまでの「地方区」の制度と変わりありません。

投票用紙には、候補者個人名を記入します

選挙区選挙は、これまでの「地方区」を名称改正したもので、内容については変わりありません。

投票用紙には、候補者の個人名を書くこととなります。政党等の名称を書くは無効になりますから注意しましょう。



## 比例代表選出議員選挙

(これまでの「全国区」のことです)

○ 注意
一 政党その他の政治団体の名称又は略称を欄内に「」で書くこと。

比例代表選出議員選挙(旧全国区)投票用紙(白色の用紙に、赤のインクで印刷がされています)

① 投票は、政党名を。個人名を書くは無効です

■投票用紙には政党の名称、または略称を記入します。

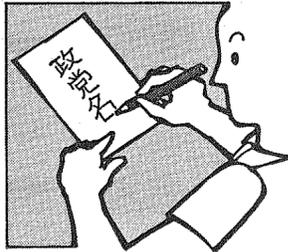
■候補者の個人名を記入すると無効になります。

② 政党等の選択は、候補者名簿や政策をよく見て

■立候補は、政党(政治団体)が候補者名簿を提出して行います。個人による立候補は認められません。

■候補者名簿に誰をどのような順位でのせるかは、各政党が決定しますが、その決定は適正に行うことが求められています。

■有権者は、候補者名簿や各政党の政策をよくみて選ぶ政党を決めます。



③ 選挙運動は政党が。候補者個人ではできません

■選挙運動や選挙期間中の政治活動は、すべて政党が行います。

■候補者個人による選挙運動はできません。

④ 当選者は、各政党の得票数に比例して決まります

■当選人数は、各政党の得票数に比例して配分されます。

■当選人は、各政党の候補者名簿に記載された順序により、上位から順に決まります。

### 全国区の選挙制度が比例代表制に変わりました

参議院議員選挙の選挙区(旧地方区)については、名称の改正だけで内容の改正はなく、今までと候補者名簿を書くわけですが、比例代表(旧全国区)については、投票用紙に「政党等の名称」を書くことになりました。これを「無効」になり個人名を書いてしまうと、「無効」になります。参議院議員の比例代表と選挙区選挙は同時に行われるので、この間違いを防ぐため、それぞれの投票用紙の色をつけています。この色は、比例代表は「白地」に赤インク、選挙区は「黄地」に黒インクとなっています。よく確認して投票しましょう。

### 投票所入場整理券

あなたの投票所が記載されていますので、よく確認して投票所に出かけてください

### 投票所へは入場整理券を忘れずに!

本市では、投票がスムーズに行われるように、投票所入場整理券(有権者のみ)を配布しています。これを当日に投票所へ持参し、整理券を提示して入場してください。



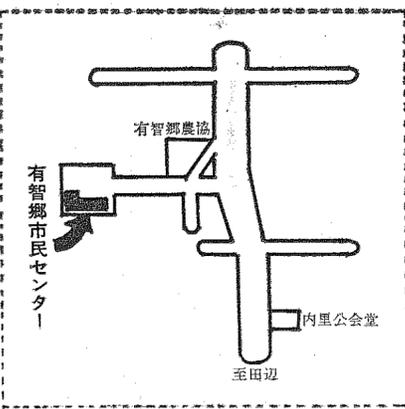
今回執行される参議院議員選挙は、これまでの全国区制度に変わって「比例代表選挙」という方法がとられます。この選挙方法は、各政党が候補者名簿を提出し、その順位で当選人を決めます。この順位は、各政党の得票数に比例して決まります。また、各政党の候補者名簿に記載された順序により、上位から順に決まります。

# じっくり選ぼう 人と政党

## 最近八幡市に転入した方

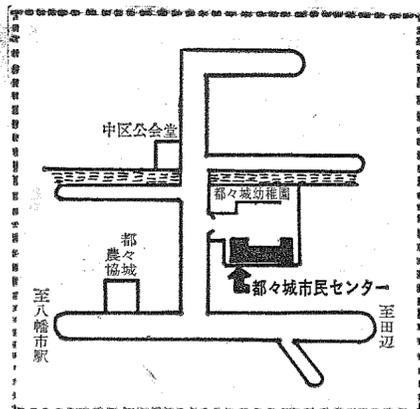
前の住所地で投票できます

昭和58年3月2日以後に八幡市に転入された方は、本市で投票することはできませんが、前住所地で投票できます。この場合、選挙区選出議員の選挙(旧地方区)については、前に住んでいた都道府県の選挙区の候補者を選ぶことになります。また、前に住んでいた所が遠い場合は不在者投票の手続きをして投票をすることができます。(不在者投票の方法は、1面の不在者投票の項をごらんください)このような投票をするには、前住所地の市町村の選挙人名簿に記載されている必要がありますので、前住所地の市町村選挙管理委員会におたずねください。



### 第10投票所設置場所

第10投票所(区域は内里区)の設置場所が内里区公会堂から「有智郷市民センター」に変更されました。投票にあたっては、上記の図で投票場所を確認し、お間違のないようお願いいたします。



### 第8投票所設置場所

第8投票所(区域は中区)の設置場所が中区公会堂から「都々城市民センター」に変更されました。投票にあたっては、上記の図で投票場所を確認し、お間違のないようお願いいたします。

## 投票所の場所が変更 中区・内里区の方へ